



飼養衛生管理基準のポイント 第 26 号

令和 3 年 10 月 13 日

～ II-22 器具の定期的な清掃又は消毒等 ～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。
今回は、「器具の定期的な清掃又は消毒等」です。

(基準本文)

22 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にする。



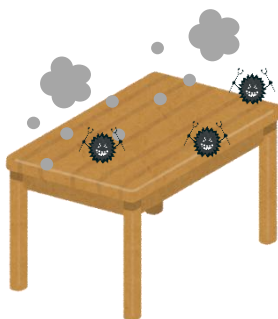
汚れたら綺麗にする・・・、で十分じゃないの？

汚れてると思ったら、その都度清掃するのはもちろんじゃ。じゃが、目に見えない汚れや病原菌などを減らすことも大事じゃないか？それに、“汚れてる”って感じ方は、人によって違うじゃろ。

そうすると、定期的に機械的に清掃・消毒をすることにした方が確実なんじゃ。



よごれてる！



まだ大丈夫！



そういわれれば担当者によって違うような気もする・・・。
主観的じゃなく、客観的に行うことが大事なんだね。

汚れてる？
汚れてない？



踏込消毒槽の交換も、同じように定期的にしたほうがいいぞ。

